第二号一中

「（　38）　北越急行株式会社（上越線、ほくほく線及び信越線のうち新潟県内の区間のみを走行するものを除く。）　」を

「（　38）　削除　」に、

「（　46）の４　ＩＲいしかわ鉄道株式会社　」を

「（　46）の４　ＩＲいしかわ鉄道株式会社（ＩＲいしかわ鉄道線のうち石川県内の区間のみを走行するものを除く。）　」に、

「（　46）の５　しなの鉄道株式会社
（　47）　ビーエムケーリーシング有限会社（京成電鉄株式会社が使用するものに限る。）　を
（　48）　みやこコミューター有限会社（京阪電気鉄道株式会社が使用するものに限る。）　」

「（　46）の５　しなの鉄道株式会社
（　46）の６　養老鉄道株式会社
（　47）　削除　に
（　48）　削除　」

改める。

第二号二中

「（　23）　ＪＡ02ＲＪ　」を

「（　23）　削除　」に、

「（　82）の７　ＪＡ226Ｊ
（　82）の８　ＪＡ22ＭＣ
（　82）の９　ＪＡ23ＭＣ　」を

「（　82）の７　ＪＡ226Ｊ
（　82）の８　ＪＡ227Ｊ
（　82）の９　ＪＡ22ＭＣ　に、
（　82）の10　ＪＡ23ＭＣ　」

「（ 268）　ＪＡ737Ｐ　」を

「（ 268）　削除　」に、

「（ 337）の27　ＪＡ817Ａ
（ 337）の28　ＪＡ818Ａ　」を

「（ 337）の27　ＪＡ817Ａ
（ 337）の28　ＪＡ817Ｐ　に、
（ 337）の29　ＪＡ818Ａ　」

「（ 343）の２　ＪＡ81ＡＮ
（ 343）の３　ＪＡ820Ａ
（ 343）の４　ＪＡ821Ａ　を
（ 343）の５　ＪＡ821Ｊ
（ 343）の６　ＪＡ822Ａ　」

「（ 343）の２　ＪＡ81ＡＮ
（ 343）の３　ＪＡ82ＡＮ
（ 343）の４　ＪＡ83ＡＮ
（ 343）の５　ＪＡ820Ａ　に、
（ 343）の６　ＪＡ821Ａ
（ 343）の７　ＪＡ821Ｊ
（ 343）の８　ＪＡ822Ａ　」

「（ 364）　ＪＡ8299　」を

「（ 364）　削除　」に、

「（ 379）　ＪＡ8364　」を

「（379）　削除　」に、

「（ 453）の４　ＪＡ873Ａ　」を

「（453）　の４　ＪＡ873Ａ
（453）　の５　ＪＡ874Ａ
（453）　の６　ＪＡ875Ａ　」に

改める。

○総務省告示第百六十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産の範囲から船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の固定資産税から適用する。

平成二十八年四月六日

総務大臣　山本　早苗

第一号中

「（ 186）　55746　サザンパラダイス　同　」を

「（ 186）　削除　削除　削除　」に、

「（ 189）　58123　ちゅらさん　同　」を

「（ 189）　削除　削除　削除　」に、

「（ 215）　142357　陽光丸　同　」を

「（ 215）　142357　陽光丸　同
（ 216）　142436　サザンパラダイス　同
（ 217）　142523　ちゅらさん　同　」に

改める。

第二号中

「（　9）　61　第61くまの号
（　10）　62　第62くまの号　」を

「（　9）　削除　削除
（　10）　削除　削除　」に、

「（　27）　1020　原石１号　」を

「（　27）　削除　削除　」に、

「（　38）　2644　菊盛丸　」を

「（　38）　削除　削除　」に、

「（　46）　6000　島鉄１号　」を

「（　46）　削除　削除　」に、

「（　62）　31827　ニュー菊盛丸　」を

「（　62）　削除　削除　」に、

「（　88）　124893　フェリーあまくさ　」を

「（　88）　削除　削除　」に、

「（ 219）　131794　第八十七海幸丸　」を

「（ 219）　削除　削除　」に、

「（ 225）　131951　フェリーたかちほ　」を

「（ 225）　削除　削除　」に、

「（ 274）　132564　龍光丸　」を

「（ 274）　削除　削除　」に、

「（ 365）　133389　フェリーきたきゅうしゅう　」を

「（ 365）　削除　削除　」に、

「（ 374）　133427　第３はる丸　」を

「（ 374）　削除　削除　」に、

「（ 395）　133562　しんりゅう　」を

「（ 395）　削除　削除　」に、

「（ 440）　133869　第十えのき丸　」を

「（ 440）　削除　削除　」に、

「（ 446）　133900　瑞光丸　」を

「（ 446）　削除　削除　」に、